貯　蓄　預　金　（教育資金贈与専用口座）

令和５年４月１日現在

１．商品名	・教育資金贈与専用口座（孫のみらい） ※ 租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。 ※ ATM の取扱い、インターネットバンキング、口座振替、はご利用できません。
２．販売対象	・直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した３０歳未満かつ贈与前年の所得が１，０００万円以下の個人 ※　開設可能な専用口座は、お一人さまにつき１口座です。専用口座を開設した場合、他の支店、他の金融機関での専用口座の開設はできません。
３．期　間	（１）贈与税が非課税となる預入期限 ・令和８年３月３１日まで （２）取扱期間 ①預金者が①３０歳に達した日 （在学中等の場合は最大で４０歳に達する日まで） ②預金者が死亡した日 ③預金残高が零となり預金者と当金庫との間で契約終了の合意により契約が終了する日まで
４．預　入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ※贈与契約から２カ月以内に直系尊属から贈与された金銭を預入いただきます。２カ月を超えますと、教育資金非課税措置の適用を受けることができません。 ※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当金庫に提出いただきます。 ・１０万円以上　　１，５００万円以下 ・１円単位
５．払戻方法	・原則として預金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます。 ※払い戻し方法は、お客さま自身で教育資金をお支払い後に領収書等を当金庫にご提出のうえ、当該資金を払い戻す方法と、口座から払い戻し後に教育資金のお支払いをされ、領収書等を当金庫にご提出いただく方法がございます。 ※上記いずれの場合も、教育資金の支払いを証明する領収書等（原本）を当金庫にご提出いただきます。なお、その年に払い戻した金額は、その年にお支払いください。また、領収書等の提出期限は、教育資金の支払日の翌年３月１５日までとなっております。 ※領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。
６．利　息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・５階層の金額階層別金利設定（１０万円未満、１０万円以上３０万円未満、３０万円以上５０万円未満、５０万円以上１００万円未満、１００万円以上）を行い、毎日の最終残高がそれぞれの金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示のそれぞれの金額階層別の利率を適用します。 ・年２回（２月、８月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・付利最低残高は１，０００円とし、付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算
７．税　金	・令和１９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。
８．手数料	・無料です。 振込手数料等所定の手数料がかかる場合があります。（所定の手数料は、本制度の非課税対象外となります。）
９．付加できる特約事項	―
10．中途解約時の取扱い	―
11．金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会ください。
12．苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（8：30～17：30、電話：0120－108760）にお申し出下さい 紛争解決措置　愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫・お客さま相談室」にお尋ねください。
13．その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます）。 ・契約後の諸手続きは口座開設店のみで受付いたします。 ・契約期間中に贈与者が亡くなられた場合、速やかにその旨を当庫に届出てください。贈与者の死亡日における管理残額（※）が相続財産に加算される場合があります。なお、贈与者の死亡日において受贈者が①23 歳未満の場合②学校等に在学している場合③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の課税対象となりません。 ただし、贈与者の相続税の課税価格が 5 億円を超えるときは、上記①～③に該当する場合であっても相続税の課税対象となります。 （※）管理残額とは、本非課税制度を適用した贈与資金から教育資金の支払に充てられなかった残額を言います。

西尾信用金庫